

総官企第285号  
平成26年8月8日  
各都道府県 社会保障・税番号制度担当部長  
各指定都市 社会保障・税番号制度担当局長

総務省大臣官房企画課個人番号企画室長  
(公印) 省略 殿

特定個人情報保護評価書の作成の際に必要となる中間サーバーに関する情報の提供について

地方公共団体の機関は、中間サーバーを用いて情報連携を行うことが予定されており、その際、特定個人情報を取り扱う事務ごとに作成する特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）において、中間サーバーに関する特記事項が記載される（以下「評価」）といふ。）を実施することになります。

「特定個人情報保護評価指針」（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号）第3の2においては、「特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルが存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。」とされています。

地方公共団体の機関における中間サーバー・ソフトウェアは、総務省が一括開発し、中間サーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構が整備することから、評価書の作成の際に必要となる中間サーバー・ソフトウェア及び中間サーバー・プラットフォームに関する情報等について、下記のとおり提供します。

各地方公共団体におかれでは、評価は特定個人情報ファイルを取り扱う地方公共団体の機関が自ら実施するものという行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨及び個人情報保護法等の法令の趣旨を踏まえ、今回の情報提供も参考に、所掌の事務について適切に評価を実施してください。

本通知については、青都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対しても周知いただきますようお願いします。また、市区町村に周知した際は、当該市町村に關係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体に対して周知されるよう、併せてお願いします。

なお、本提供情報については、特定個人情報保護委員会の了承を得ているものであることを申し添えます（別添1参照）。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【提供する情報】（別添2参照）

- 中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって
- 別紙：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例

（本件に関する連絡先）

○ 全般、中間サーバー・ソフトウェア関係  
総務省大臣官房企画課個人番号企画室

北原、矢後  
TEL：03-5253-5013

※なお、中間サーバー・ソフトウェアに関する技術的な事項への問合せは、以下の窓口において受け付けます。  
中間サーバー・ソフトウェアヘルプデスク窓口  
E-mail：[chukan-help@nec.jp.nec.com](mailto:chukan-help@nec.jp.nec.com)  
(設計・開発受託事業者（日本電気株式会社）)

○ 中間サーバー・プラットフォーム関係  
地方公共団体情報システム機構  
個人番号プロジェクト推進部中間サーバー準備グループ  
永江、古家  
TEL：03-5214-7758  
E-mail：[hando-chukan-sy@j-lis.qo.jp](mailto:hando-chukan-sy@j-lis.qo.jp)

△

特個第364号  
平成26年8月5日

総務省大臣官房長 殿



特定個人情報保護委員会事務局

地方公共団体における中間サーバーに係る特定個人情報保護評価の実施に対する協力を目的とした記載要領の提供に関する了承について

平成26年8月4日付け総官企第276号にて依頼のあった標記の件について、同月5日、特定個人情報保護委員会において了承されましたので、通知します。

特定個人情報保護委員会事務局長 殿



総官企第276号  
平成26年8月4日

総務省大臣官房長 殿



地方公共団体における中間サーバーに関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施への協力を目的とした情報の提供に関する了承について

標記について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第3の2に基づき、地方公共団体における中間サーバーに関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施への協力を目的として、下記資料を特定個人情報保護委員会の了承を得て、地方公共団体に提供することとしていたいので、特定個人情報保護委員会にお詫びいただきますようお願いします。

#### 記

1. 中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって（案）
2. 別紙：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載例（案）

以上

## 1. はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第27条では、行政機關の長等は、特定個人情報をファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

## 中間サーバーに関する 特定個人情報保護評価の実施に当たって

中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うため、既存システムが持つ個人情報の副本等を保有することとなる。このため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務において、估費提供ネットワークシステムを適用した情報連携を行なう場合は、中間サーバーについても、地方公共団体の機関において、特定個人情報保護評価を実施することが必要となる。

一方、「特定個人情報保護評価」(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)第3の2において、「特定個人情報ファイルを保有しようとする者は、保有する者以外に特定個人情報ファイルが存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力する」とされており、それを受け、「特定個人情報保護評価指針」(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)において、特定個人情報ファイルが保有しようとする者又は保有する者以外に、システムやアプリケーションの設計・開発等の業務を実施する者又は保有する者又は存在するなど、特定個人情報ファイルに関する者が存在する場合は、特定個人情報ファイルの保有者では変更することができないシステムやアプリケーションの仕様などに關わる部分について、システムやアプリケーションの設計・開発等を行った者が、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう情報提供に協力することとされている。

そのため、地方公共団体における中間サーバーについては、地方公共団体の機関において、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう、当該ソフトウェアを一括開発する総務省及び中間サーバー・プラットフォームを整備する地方公共団体情報システム機構から必要な情報を提供することとされている。

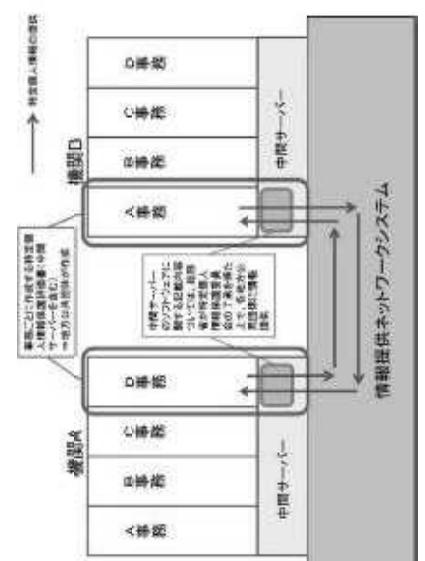
## 2. 中間サーバーに係る特定個人情報保護評価の前提

### (1) 特定個人情報保護評価に係る事務の考え方

特定個人情報ファイルを取り扱う事務には、番号法第9条第1項及び別表第一に掲げる事務、番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定める事務、番号法第9条第3項から第5項までの規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務、住民基本台帳法に基づく住民票に関する事務等が存在する。

平成26年8月  
総務省大臣官房企画課個人番号企画室

特定個人情報保護評価は、システムやサービスごとに実施するものである。  
中間サーバーは、上記の特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、情報提供や情報照会に係る機能を担うものであり、中間サーバーに係る評価は、当該事務に係る基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。以下同じ。）の中で記載することとなり、本書も同様で記載している。



\* 「特定個人情報保護評価指針の解説」(平成26年1月20日特許庁個人情報保護委員会) P.22から転載

\* なお、各地方公共団体において特定個人情報の照会又は提供を行な際は、情報提供ネットワークシステムを適用するものであるが、情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会と協議して、総務大臣が設置・管理するものであり（番号法第21条第1項）、情報提供ネットワークシステムにおいて保有する特定個人情報ファイルに関する特定個人情報保護評価は、関係行政機関の長の協力を得て、総務大臣が実施することから、各地方公共団体において保有する特定個人情報保護評価において、情報提供ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価を記載する必要はない。

## (2) 特定個人情報ファイルの考え方

特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の合理的裁量に委ねられている。本書では、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が単獨で入手等されるものではなく、特定個人情報保護評価に関する事務を処理する既存システムにおける個人情報の副本となるものである。中間サーバーにおいて保有する特定個人情報のうち、業務システムで保有する業務情報の副本に係る特定個人情報ファイルとする想定で成している。

また、中間サーバーで保存する情報提供等の記録についても、特定個人情報保護評価に係る事務を処理する上で自動的に生成されるものとのものと想定している。このため、全項目評価書については、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報単独で記載するのではなく、特定個人情報保護評価を実施する事務に係る特定個人情報ファイルの中でも記載することとしている。

なお、特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の判断で、本書とは異なる特定個人情報ファイルの単位を採用することも、可能である。

## 3. 特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報保護評価書に関する面所

中間サーバーに係る特定個人情報保護計画管理書及び特定個人情報保護評価書において、記載が必要と考へられる箇所は以下のとおりである。

### 【特定個人情報保護計画管理書】

記載が必要と考えられる項目	左のうち、記載例を別紙で示しているもの SW PF
別添1 ニューム報要因	
別添2 各システムの個人番号へのアクセス 1.個人番号にアクセスできるシステム 個人番号を発行するシステム	

### 【特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書】

記載が必要と考えられる項目	左のうち、記載例を別紙で示しているもの SW PF
1 基本情報	
① 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	
② 特定個人情報ファイルを取り扱う業務の各部	
③ システムの構成	
④ 他のシステムとの接続	
【別添1 事務の内容】	
① 特定個人情報ファイルの必要	
② 特定個人情報ファイルの入出・使用	
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
⑤ 特定個人情報の登録・移動(委託に伴うもの未含)	
⑥ 特定個人情報の保管・除去	
① 保管場所	○
② 保管方法	○
【別添2 特定個人情報ファイル記録事項】	
① 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
② 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
⑤ 特定個人情報の登録・移動(委託に伴うもの未含)	
⑥ 情報提供ネットワークシステムの接続	
リスク1. 目的外の入手が防がれないとリスク	○
リスク2. 安全が保たれない方法によって入手が行われるとリスク	○
リスク3. 入手した管理体制が不正確となりリスク	○
リスク4. 入手の際に特定個人情報を漏えいし紛失するリスク	○
リスク5. 不正確な操作で誤操作が行われるリスク	○
リスク6. 不適切な方法で誤操作が行われるリスク	○
リスク7. 落ちついた情報が誤って利用されてしまうリスク	○
情報漏洩やシステムとの接続に伴う他のリスク及びリスク回避	○

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクが最も高い項目	
7. 特定個人情報の保管・消去	○
IV その他のリスク対策	○
1.監査	○
①自己点検	○
2.監査に対する改善・整頓	○
3.他のリスク対策	○

#### SW-中間サーバー・ソフトウェア PF-中間サーバー・プラットフォーム

※ 基礎項目評価書及び重点項目評価書においては、全項目評価書における該当項目を参考にされたい。

#### (2) 個別留意事項

上記のうち、特定個人情報保護評価書及び全項目評価書における留意事項は、以下のとおりである。  
全項目評価書評議事項のうち、「中間サーバー・ソフトウェア」(※1) 及び「中間サーバー・プラットフォーム」(※2)において実質を行っている実現については、記載例を示している箇所で、参考とされたい。(別紙参照)。各担当者に記載例を示している箇所であっても、特定個人情報保護評価の趣旨に鑑み、各地方公共団体での運用における対策が別途記載が必要となる。

#### ※1 中間サーバー・ソフトウェア

番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報の照会、及び地方法共同団体(情報提供機関)による特定個人情報の提供、それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す(ハードウェアを含まない)。

#### ※2 中間サーバー・プラットフォーム

各地方公共団体の経費削減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。

#### (ア) 「特定個人情報保護評価計画管理書」における留意事項

- 「特定個人情報保護評価計画管理書」における留意事項
  - ① 「①システムの名称」、「②システムの機能」、「③他のシステムとの接続」
  - ・ 中間サーバーのシステムの機能に関しては、「システム方式設計書 1.2 中間サーバーの概要」等の章を参照して記載すること。
- ② 「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業所において使用するシステム」箇所について
  - ・ 関連箇所：「②事業の内容」
  - ・ 中間サーバーの「事業の内容」に關しては、「システム方式設計書 1.2 中間サーバーの概要」等の章を参照し、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。
- ③ 「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事業所について
  - ・ 中間サーバーの「事業の内容」の際に關しては、「システム方式設計書 6.2.1 機能等」を参照し、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。

なお、その際は、中間サーバーで保有する副本等が、業務システムで保有する特定個人情報ファイルと一体のものであることが分かるよう記載すること。

④ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用」箇所について

評価対象の事務において、中間サーバーを使用して情報の入手を行う場合においては、その旨の記載を行うこと。

\* 情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の入手又は提供以外に、中間サーバーを使用することはないため、③使用目的から①使用開始日までは中間サーバーに係る記載を行うことは想定していない。

⑤ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」箇所について

評価対象の事務において、中間サーバーに保存される特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、その旨の記載を行うこと。

\* 本書では、各地方公共団体が自ら管理していることから、特定個人情報ファイルは、中間サーバー・プラットフォームにおいても、特定個人情報ファイルの取扱いの委託と扱っていない。

⑥ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」箇所について

評価対象の事務において、中間サーバーを使用して他団体への情報提供を行う場合には、本項目における「提供先」の記載事項について記載を行うこと。

⑦ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去」箇所について

関連箇所：「①保管場所」、「③消去方法」

例)	
①保管場所	<○○市における部署> ..... <中間サーバー・プラットフォームにおける部署> ..... 記載例を参考に記載する

各地方公共団体における業務システムに関する限りでは、<○○市における部署>のように、中間サーバー・プラットフォームにおける部署へと分けて、各地方公共団体において記載すること。

地方公共団体情報システム機関が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、中間サーバー・プラットフォームにおける部署について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して記載すること。

地方公共団体情報システム機関が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用しない地方公共団体においては、中間サーバー・プラットフォームにおける部署へは記載せずに、<○○市における部署>の中に、各地方公共団体で中間サーバーにについても考慮した内容を記載すること。

⑧ 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」箇所について

中間サーバーで保有される特定個人情報のうち、業務システムで保有される特定個人情報と重複しない情報は、用外内統合宛名番号（以下は団体内統合利用番号）、情報提供等の記録等についても、記載すること。  
中間サーバーで保有される特定個人情報のうち、業務システムで保有される特定個人情報と重複する項目については、記録項目を一重に記載する必要はない。

⑨ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」箇所について

個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、そのリスク対策について記載を行うこと。  
評価対象の事務において、中間サーバーに保存される特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、そのリスク対策について記載を行うこと。

\* 本書では、各地方公共団体においても、特定個人情報ファイルは、中間サーバー・プラットフォームにおいても、特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、中間サーバーに保存される特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合には、そのリスク対策について記載を行うこと。

⑩ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」箇所について

関連箇所：「リスク1：目的外の人手が行われるリスク」から「リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク」、「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う他のリスク及びそのリスクに対する措置」まで

<p>例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">リスクに対する措置の内容</td><td style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇業務システムのソフトウェアにおける措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> </ul> </td></tr> </table>	リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇業務システムのソフトウェアにおける措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> </ul>	<p>⑪ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去」箇所について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連箇所：「⑤物理的対策」、「⑥技術的対策」</li> </ul> <p>例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">具体的な対策の内容</td><td style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> </ul> </td></tr> </table>	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> </ul>
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇業務システムのソフトウェアにおける措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇業務システムの運用における措置&gt;</li> </ul>				
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> <li>・ &lt;〇〇市における措置&gt;</li> </ul>				
<p>⑫ 「IV その他のリスク対策 1. 監査」箇所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームを用意する記載が必要になる。</li> </ul>				
<p>⑬ 「IV その他のリスク対策 2. 勤員に対する教育・啓発」箇所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームを用意する記載が必要になる。</li> <li>・ 「①自己点検 具体的なチェック方法」及び「②監査 具体的な方法」欄は、地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して、記載すること。</li> </ul>				
<p>⑭ 「IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」箇所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象の事務において中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、中間サーバー・プラットフォームを用意する記載が必要になる。</li> <li>・ 地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバー・プラットフォームを活用する地方公共団体においては、&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;について、記載例を参考に、各地方公共団体の事情を考慮して、記載すること。</li> </ul>				

(別紙)

**特定個人情報保護評価書(全項目評価書)**

(3) その他の留意事項

特定個人情報保護評価書の公表に際しては、当該評価書を公表することによりセキュリティ上のリスクがあると認められた記載内容は非公表とすることができる。中間サーバーの設置等や各地方公団体のネットワーク構成図等に關して、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法を記載する場合には、セキュリティ上のリスクの観点から公表しないことを検討すべき場合があることに留意されたい。

なお、特定個人情報保護評価書に非公表とする部分があつても、第三者点検においては、非公表部分を含めて第二点検を行うことが想定されている。総務省では、住民等の意見聴取及び第三者点検においても、必要に応じて地方公共団体に協力することとしている。

本書については、地方公共団体以外の機関が閲覧できる「デジタルPMO」のサイトに掲載することとしている。

評価書番号	評価書名
	<b>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言</b>

評価実施機関名	特記事項

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】	公表日
	平成 年 月 日





## IV その他の中間サーバーのリスク対策 ※

1. まえ				
①自己点検	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な チェック方法	[ ]	<中間リレー・プラットフォームににおける機能>	①運用規則等に基づき、中間リレー・プラットフォームの運用を担わる職員及び事業者に対して、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームににおける機能> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。			
2. 職員に対する教育・啓発				
職員に対する教育・啓発	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	[ ]	<中間サーバー・プラットフォームににおける機能>	①中間リレー・プラットフォームの運用に際し、職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、適用規則等について研修を行なうこととしている。	
3. その他のリスク対策				
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームが運用するごとに、統一した設備構成による高レベルのセキュリティ管理(運営管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的且安定したシステム運用、監視を実現する。				